

石川県公報

平成 28 年 10 月 4 日

第 1 2 9 4 1 号 (火曜日)

毎週 2 回 火曜 金曜 発行

目 次

目	次
告 示 ○児童相談所に置く児童福祉司の数 (少子化対策監室) 1	正 誤 ○平成28. 9. 13第12935号中 2
公 告 ○大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告 (経営支援課) 1	

告 示

石川県告示第454号

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第13条第2項及び第6項の規定により児童相談所に置く児童福祉司の数を次のとおり定めた。

平成28年10月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 法第13条第1項の児童福祉司の数

法第13条第1項の児童福祉司（以下「児童福祉司」という。）の数は、各児童相談所につき各年度において、(1)に掲げる数と(2)に掲げる数とを合計した数以上の数であって、法による保護を要する児童の数、交通事情等を考慮したものであることとする。

(1) 当該児童相談所の管轄区域における人口（公表された最近の国勢調査の結果によるものとする。(2)イにおいて同じ。）を4万（平成28年度（平成28年10月1日から平成29年3月31日までの期間に限る。）においては6万とし、平成29年度及び平成30年度においては5万とする。）で除して得た数（その数に1に満たない端数があるときは、これを1に切り上げる。）

(2) アに掲げる件数からイに掲げる件数を控除して得た件数（その件数が0を下回るときは、0とする。）を40で除して得た数（その数に1に満たない端数があるときは、これを1に切り上げる。）

ア 当該年度の前々年度において当該児童相談所が児童虐待（児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待をいう。イにおいて同じ。）に係る相談に応じた件数

イ 当該年度の前々年度において全国の児童相談所が応じた児童虐待に係る相談の全国の人口1人当たりの件数として児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第5条の2の2に規定する人口1人当たりの件数に当該児童相談所の管轄区域における人口を乗じて得た件数

2 法第13条第5項の指導及び教育を行う児童福祉司の数

法第13条第5項の指導及び教育を行う児童福祉司の数は、各児童相談所につき、児童福祉司の数を6で除して得た数（その数に1に満たない端数があるときは、これを四捨五入する。）以上であることとする。

3 適用日

平成28年10月1日

公 告

大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

平成28年10月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームセンタームサン金沢南店、洋服の青山野々市南店
野々市市新庄6丁目720ほか20筆
- 届出の内容及び届出の公告の日
内容 大規模小売店舗の名称及び所在地、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
公告日 平成28年5月24日
- 市町の意見の概要
市町名 野々市市
意見の概要 意見なし
- 居住者等の意見の概要
居住者等の意見なし
- 意見の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター
- 意見の縦覧期間
平成28年10月4日から同年11月4日まで

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームセンタームサン金沢南店、洋服の青山野々市南店
野々市市新庄6丁目720ほか20筆
- 届出の内容及び届出の公告の日
内容 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻、来客が駐車場を利用することができる時間帯の変更
公告日 平成28年5月24日
- 市町の意見の概要
市町名 野々市市
意見の概要 意見なし
- 居住者等の意見の概要
居住者等の意見なし
- 意見の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター
- 意見の縦覧期間
平成28年10月4日から同年11月4日まで

正 誤

平成28年9月13日発行の石川県公報第12935号中、正誤次のとおり

ページ	件 名	誤	正
2	石川県告示第434号	県央土木総合事務所	石川土木総合事務所